

おんが

発行所
遠賀町役場
編集発行
遠賀町庶務課
印刷所
冷牟田印刷合資会社

最高五〇万円の見舞金

みんなで入ろう交通共済

一日一円の安い掛金で

交通戦争を通りこえてもはや交通地獄といわれる時代になりました。いつどこで、誰が交通事故にあつかわりません。そのときに

あつかわかりません。そのときにあける不時の窮状を速やかに救済するため本年一月から交通共済制度が北九州市において発足しました。

遠賀町においても、町民の皆さまがもし不幸にして交通事故にあ

われたときにこれを救済するためこの共済制度に加入することになりました。今後は一人でも多くこの共済制度に加入して不慮の災難にそなえて下さい。

この制度のあらまし

○加入できる人

町民の方ならどなたでもいつでも自由に加入できます。また住所は町外にあっても勤務場所が町内の

方は本人に限りその職場を通して手続をとれば加入できます。

○加入制限

新規に契約される方で以前に交通事故による傷害をうけられ現在治療中の方はその傷害がおおるまで申し込みができません。

○出資金額

組合加入出資金は一口一〇〇円です。(世帯代表者のみ)ただし組合をやめられるときにお返しします。

○共済掛金額

一時払込みで一人一口三六〇円です。なお組合員と同一の世帯に属する親族の方を含めて二人以上まとめて加入される場合は二人目からは三〇〇円です。また同一事業等で組合員が五人以上まとめて加入される場合は一人、一口三〇〇円です。

○加入申し込み手続

交通災害共済契約加入申込書に必要な事項を記入のうえ出資金、掛金を添えて勧誘責任者(区長)に申し込んで下さい。

○契約口数

一世帯一口に限られます。

○契約の期間、一年間(加入した日から)

○共済見舞金が支給される交通災害

1、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛馬車、耕運機、トロリーバスによって発生した事故

2、汽車、電車、気動車、ケーブルカー(空中ケーブルを含む)リフト及び昇降機(エスカレーターを含む)

○共済見舞金額

1、死亡 五〇万円

2、不具廃疾になったとき 三十万円以内

3、六ヶ月以上の治療を要するとき 一〇万円以内

4、三ヶ月 〳 五万円以内

5、一ヶ月 〳 二万円以内

6、一週間 〳 五千円以内

○共済見舞金を支払うことができない事故

1、共済契約者または共済金受取人の故意又は重大な過失によつて生じた事故のとき

2、共済契約者が無免許運転中の事故及び運転者が無免許であることを承知で同乗した場合に生じた事故のとき

3、共済契約者が飲酒(酩酊)運転中に生じた事故及び運転者が飲酒(酩酊)していることを承知しながら同乗していた場合に生じた事故のとき

4、地震、その他異常な天災による事故のとき。

○その他のお問い合わせについては遠賀町役場庶務課へ御連絡下さい。



町民の動き

7月末	2,323世帯
男	4,464人
女	4,866人
計	9,330人
7月異動	+ 1世帯
男	+ 18人
女	+ 16人
計	+ 34人
8月末	2,324世帯
男	4,482人
女	4,882人
計	9,364人

老令化と

あとつぎの問題

農業の経営主は、男子九一%、女子九%となっています。

年令別には三〇才台一八%

四〇才台三%

五〇才台二七%

六〇以上三%

となっていて、五〇以上の経営主は合計五九%となり、約六割の農家ではあとつぎの決定を急がねばなりません。

厚生省の人口問題研究所では昭和六〇年の試算をしていますがそれによると、男は四%減少し、女子が一三%にふえるとしています。八七%の男の内訳は

年令別には三〇才台 二%

四〇才台一〇%

五〇才台三〇%

六〇才台四四%

となっていて、五〇才以上の経営主は合計七四%となり、女子の一三%と加えると八七%が老令婦女子農家になりそうです。

二〇年後の農業が今の延長ではありますまいが、このまゝでは右のようになるほかないわけです。

今春学校を卒業した農家の子弟で現在農家に留って農業に従事している青年は、県下で凡そ一七〇〇人です。殆んど高校卒業者ですが、約百人は大学や短大等を卒業した人が含まれています。

中学校卒業者は進学率の上昇でその殆んどが(九五%)上級学校へすすみ、残りの人も他に就職したりするので、農業に従事する人は殆んどありません。

このように農業に従事する青年の学歴が上昇することは農業の將

来を明るくします。これからの農業は益々経営が高度になってゆくのだから、それを乗り超えて発展するにはどうしてもある程度の学歴が必要となりましょう。

しかしその数が甚だ少ないうえにその中には目下腰掛けで農業に従事している人を六百人含んでいます。それで筋金入りの農業のあとつぎは千人程度となります。

今試みに県内農家数は一五万戸ですが平均三〇年で世代交替が必要と仮定しますと、毎年約五千戸はあとつぎを必要とするわけです。

しかし小規模農業農家では、老人や婦女子で間に合いますから、家のあとつぎは必要でも、農業のあとつぎは一種農家や専業農家のように必要でないでしょう。

それでどうしてもあとつぎの必要な農家を一種と専業と仮定しますと、その合計は七万二千戸で三〇分の一の二千四百戸(人)は毎年交代交替あとつぎが補なわれなくてはならない勘定になります。

実際には上述のように半分にも満たない千人です。従ってあとつぎ不在の一種や専業農家はこの面から経営の行き詰まりを来たすおそれが多分にあるわけです。

あとつぎをいっまでも自家農業のあとつぎとして枠にはめないで又、他家のあとつぎとして見ることをやめ、部落や集団、或いは町の農業のあとつぎとして育てることが必要な時期ではないでしょうか。

そのためには今の経営主の理解

と協力がどうしても先行しなくてはなりません。

農林省福岡統計調査事務所
北九州豊前地区調整官
原田 徹

☆台風風に備えて

九月に入ると、南方海上に発生した亜熱帯低気圧が、台風となって列島を襲い、とうとい生命財産を瞬時に奪い去っていきます。

台風シーズンを前に、わたくしたちひとりひとりが災害に対する知識と応急措置を日ごろから心得ておくことがたいせつです。そのため家庭においてはつぎの点に注意するようにしてください。

- 一、ラジオ、テレビなどで放送される「情報」や防災上の注意事項に気をつけ、その内容に応じた対策を家族全員で話し合うようにする。

二、建物やその周辺、たとえば側溝などの不備なところは、前もって補強整備するようにする。

三、停電に備えて懐中電灯、ロソク、トランジスタラジオなどわかりやすい場所に用意しておく。

四、非常持出し用として、下着、救急医療品、一、三日分の携帯食料および飲料水を準備する。

五、また、避難する場合の方法、場所、経路などについて、家族に徹底しておく。

電話料金の払込みについて

折尾電報電話局

電話料金の払込み期限は翌月の十日となっていますが、これを過ぎて月末まで御払込みがありませんと、翌日から通話が止まります。

留守の多い方、人手の足りない方などは、農協、信用金庫、銀行等の、口座振替を御利用になりますと大変便利です。

森林病虫害等に附着している

伐採木等の移動禁止について

森林病虫害等防除法第三條第一項第五号の規定に基づき、左記により森林病虫害等の附着している伐採木等の移動を禁止する。

松くい虫が附着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動できない。

(一)区域 速賀町一円

(二)期間 昭和四四年八月一日から

昭和四五年三月三十一日まで

(三)森林病虫害等の種類 松くい虫

横行なうべき措置の内容

松くい虫が附着している伐採木

等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動できない。

計量器定期検査

一、検査日時

昭和四十四年十月八日
九時三十分～十六時まで

二、検査事項 定期検査では左記事項について「検定検査規則」で定める方法に基づいて検査する。

(イ) 検定証印又は比較検査証印がされているか、否か

(ロ) 「検定検査規則」で定める構造に適合しているか、否か

(ハ) 「検定検査令」で定める使用公差をこえているか、否か

三、定期検査を受けなければならぬ計量器

(1) 質量計

(イ) 手動ばかり(棒ばかり、台手動ばかり、皿手動ばかり、懸垂手動ばかり、ばね式手動ばかり、天びん)

(ロ) 指示はかり(ばね式指示はかり、振子式指示はかり、カム式指示はかり、自動送

りおもり式指示はかり、手動指示併用はかり、直示天びん)

(イ) 自動はかり 容器付自動はかり

(2) 自動ます

(3) 皮革面積計

四、定期検査を受けなくてもよい計量器

(イ) 検定を行なわない計量器

(ロ) 有効期間の規定してある計量器

(ハ) 計量証明事業者が登録を受けている計量器

(ニ) 知事から計量器使用事業場の指定を受けた者が、その指示を受けた場所で使用する計量器

(ホ) 比較検査に合格した計量器

(ヘ) 定期検査を行なわない計量器

(直尺、巻尺、温度計)

五、検査場所 遠賀町公民館本館

身を守る心得十訓

ち漢の手口はいろいろです。自動車に乗せてやると誘い、暗がり

に連れ込むもの、ドライブに誘うもの、1人歩きをねらうものなど

で、女性の方にもスキと油断はあ

るようです。

次の心得を忘れず、ぜひ実行し

ましょう。

1、見知らぬ男からの誘いは、は

っきり断わる。

2、夜道のひとり歩きはできるだけ

けさける。帰りがおそくなる

ときは、前もって家の人に連絡

して、駅や停留所まで迎えに来

てもらう。

3、夜道は、できるだけ連れだっ

て、明るい人通りの多い道を選

んで歩く。

4、ハデな化粧や服装をさげ、ス

キを与えないキビキビした態度

をとる。

5、駅や映画館などの化粧室や手

洗所では、中から必ず鍵をかけ

る。

6、不幸にしておそわれたときは

危害を加えられないよう十分注

意し、スキを見て逃げ、大声で

助けを求める。

7、浴室、寝室などは外からのぞ

かれないように、カーテンやス

ダレを利用する。

8、被害にかかったり、かかりそ

うになったときは、必ず届け

る。

9、おかあさん方は、ふだんから

子供にしつけをしておく。

10、おそわれたときの用心に、護

身用、10番プザーを身につけ

ましょう

☆野犬をなくそう

最近、犬にかまれたり、農作物を荒されるなど野犬による被害が多くなり、かくれた公害として社会問題になっていきます。

このような災害を防ぐと、九月一日から三十日までの一カ月間「野犬一掃運動月間」として、全国的な国民運動を盛りあげ、野犬の一掃を図ることにしました。

福岡県でも狂犬病など犬に対する県民の不安をなくすため、この運動を強力にすすめています。

現在、県内には約十二万匹の登録された犬がありますが、このほか未登録犬(野犬)がこれとほぼ同数いるものと推定されます。このため、年間約六万匹を捕獲し、また約一万匹の不用犬を引取り処分しています。しかし飼い主の無

責任な飼いかたのため、野犬はなかなか減りません。この期間中には、犬の登録、狂犬病予防注射の励行、犬のけい留、避妊手術の励行、不用犬の処理など「正しい犬の飼い方」を普及させます。また不用犬引取りの効率化をすすめます。野犬の捕獲は機動力を用いて危害発生の恐れがある地区から重点的に行ないます。しかし、捕獲が困難な場合には、薬物による掃とっを行なうこともあります。

学期始めの少年非行防止について

この運動は、なによりも県民のみなさんの協力がなくては効果がありません。正しい犬の飼い方を守り近所の人たちに迷惑をかけぬようしたいものです。(公衆保健課)

学期始めは、夏休み中の解放的な生活から抜けきらず、夜遊びや、怠学が多くなり、また夏休み中におぼえた飲酒、喫煙などが目立ちはじめます。非行や不良化のコースをたどる少年は、よく観察すると態度や、ことばづかい、持ち物などが、いままでとは違った変化がありますので「家庭」では次のことに注意しましょう。

かかすずに、うちあけられる、よい親子。

1、外出の回数が多くなる。

なにかと口実をもつけて外出することが多くなります。とくに夜間の外出には、理由をはっきり聞き、帰宅時間を厳守させましょう。

2、見知らぬ友人がたずねてくるようになる。

夏休み中は、いろいろな機会から学友以外の者と交際することが多いので、学期始めにはどんな友だちと交際しているか、ときどき話し合っって適切な指導

や助言をしましょう。

3、不良じみてき、ことばづかいや態度が変ってくる。

何かにつけて反抗的になるとともに、服装や身のまわりを気にするようになるので、このときは十分注意し、対策をたてましょう。

4、家から金品を持ち出す。遊びが激しくなると、こつかい銭に不自由し、家から金品を持ち出すようになりますので十分注意しましょう。

5、手紙や電話に敏感になる。不良グループや異性と交際がふえると、手紙や電話に敏感になるので、それとなく電話の相手や手紙の主についてたずねてみましょう。

6、たばこやマッチなどを持つようになる。

不良化しはじめると、飲酒や喫煙をしたり、ナイフを持ち歩いたりするようになるので、タバコやマッチなど、持っているい

いかよく観察しましょう。

選挙人名簿制度がわかりました

本年七月二〇日から公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の制度がわかりました。このことについて今までと変わった主な点は左記の通りです。

- 一、今までは遠賀町に住所を有し登録の申し出をして引続き三ヶ月以上住所を有しておれば名簿に登録されていたが新法では住民基本台帳法の規定による届出をした日から引続き三ヶ月以上本町の住民基本台帳に登録されていると登録されることになりました。
- 二、今までは、三月、六月、九月、十二月の一日現在で資格があればその月の七日に登録の決定をしていました。

!! 田畑の耕作面積及び大農具の異動についての申告!!

具の異動についての申告!!

このことについては毎年十二月末までに役場税務係宛に申告をして頂くようにお知らせしていますが、一部の方が異動に関する申告を怠り課税後に申し出られるため税務事務に多大なる支障を来しているの申告期限を厳守して下さい。

御承知のように大農具等は所得標準から特別経費として差し引いて計算されますので念のため申し添えます。

記
ア、耕作面積及び所有大農具の異動届出先及び期間

八月二十三日から遠賀川局の電話が自動改式となり、電話のかけかたが変更したので非常の場合には左記要領で通報して下さい。

一〇番(事件等非常のとき 警察へ)、一一九番、(火事)へ、一般電話から通報するときには局番なしの三数字をまわし

定をしていましたが新法では九月一日現在で資格を有するものを同月十日に登録の決定をするようになりしました。即ち年四回の登録を年一回に改めたことです。

- 三、選挙が行われる場合には臨時に名簿の登録が行われます。
- 四、名簿に登録される資格を有するものが登録されていないときは直ちに登録することになりました。
- 五、今までは転出した後六ヶ月を経過すれば名簿から抹消されていたが新法では転出後四ヶ月たてば名簿から抹消されます。

共同募金の

ご協力について

十月は共同募金の月間です。区長さんから相談が、ありますので宜敷くお願いします。県下には海老津の母の家を初め母子養老院等施設が沢山あります。このような施設は赤い羽共同募金で運営してありますが、皆様から協力願ったお金の三十八%が、この施設へ送られ残りの六十二%が

引揚者又はその遺族へ

引揚者に対する特別交付金の請求は終了したか?
四十五年三月十三日までに請求しないと無効になります。手続を取っていない方は、役場窓口の社会係まで申出して下さい。

交付金をもらえない人は
一、終戦の月まで一年以上外地に生活の本拠を置いていた次のような人

- 一 引揚者
口 昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族
- 二 終戦前特別な理由により本邦に滞在中であつた人
注、南方などについては、特例があります
- 三 終戦後引揚前の死亡者の遺族

秋期予防接種

実施について

該当者
◎百日セキ三種混合
初回 生後三ヶ月から一才未満者
追加 昨秋三回接種済の者
◎種痘 生後三ヶ月から初めて接種する者

時間 午後二時～四時
場所 町公民館本館

実施日
◎九月十九日 百日セキ三種混合 一回目
◎九月二十六日 種痘
◎十月十七日 百日セキ三種混合 二回目
◎十一月十日 三回目
※母子手帳持参のこと

非常の場合の電話のかけかた

て下さい。農集電話から通報するときには最初に〇をまわして下さい。相手が電話に出たら火災(事件)の場所状況等を正確に知らせして下さい。特に場所を示す場合は目標になるものを明示して下さい。

乳児一斉検診

実施について

毎月実施しております乳児相談を今月は一斉検診に変更して別記のとおり実施しますので全員受診して下さい。

実施月日 九月十八日
時間 午後二時～三時三十分
該当児 一才未満の乳児
※母子手帳持参のこと。